

陸上自衛隊与那国駐屯地（祖納地区）

対象防衛関係施設 の所在地	沖縄県八重山 郡与那国町	字与那国樽舞三千七百六十五番地一
対象防衛関係施設 の区域	沖縄県八重山 郡与那国町	字与那国（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	沖縄県八重山 郡与那国町	字与那国（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点 を順次に結ん だ線及び一に 掲げる点と六 に掲げる点と を結ぶ海岸線 により囲まれ た海域	一 北緯二十四度二十六分二十四秒、東経百二十二度五十九分五十五秒の点 二 北緯二十四度二十六分二十三秒、東経百二十二度五十九分五十四秒の点 三 北緯二十四度二十六分十六秒、東経百二十二度五十九分三十六秒の点 四 北緯二十四度二十六分十七秒、東経百二十二度五十九分十六秒の点 五 北緯二十四度二十六分二十二秒、東経百二十二度五十九分三秒の点 六 北緯二十四度二十六分三十一秒、東経百二十二度五十八分五十七秒の点
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊与那国駐屯地（祖納地区）周辺地域
（沖縄県八重山郡与那国町字与那国樽舞3765番地1）



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

